

注意喚起情報

ご加入に際して会員様にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。

●クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

●ご加入時における注意事項(告知義務等)

(1)告知義務について

被保険者となる方は、ご加入時に危険に関する重要な事項として、SOMPOダイレクト損害保険株式会社が告知を求めるもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく「告知義務」があります。告知事項について、被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知いただかなかった場合や、告知いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご加入が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

告知事項	他の保険契約等(注1)の加入状況(注2)
------	----------------------

(注1)この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

(注2)いつでも安心プラン[X][W][V]、けが安心プラン女性専用コース[R]、お住まい安心プラン[T]、お車安心プラン[Z]、生活安心プラン[E]について記載されています。ご加入にあたっては、被保険者を同一とする保険金額は、他の保険契約と合わせて死亡・後遺障害の保険金額が5,000万円以内、入院の保険金日額が20,000円以内、通院の保険金日額が13,000円以内になるように設定してください。

(2)過去の事故歴について

過去に同種の保険契約にご加入していた場合で、傷害保険金について過去3年の間に1回の事故で5万円以上の保険金を請求していたり、傷害保険金以外について過去1年の間に保険金を請求または受領したことがあるときはお申し出ください。

(3)過去の自動更新見送りについて

Super Value Plusについて、過去に自動更新がお見送りとなったことがある場合はお申し出ください。

●ご加入後における注意事項

(1)契約内容の変更について

加入プランの変更を希望される場合は、本書面の末尾に記載の「Super Value Plusに関するお問い合わせ先」にご連絡ください。毎月月末までに取扱代理店が受理したお申し出は、翌月1日より変更されます。それに伴い保険料が変更になる場合は、翌々月のカードご利用代金支払日をもって、変更後の保険料・サービス料初回振替となります。

(2)住所変更について

加入者証記載の住所が変更となった場合は、本書面の末尾に記載の「Super Value Plusに関するお問い合わせ先」にご連絡ください。ご加入後に加入者証記載の住所を変更された場合は滞りなくご通知していただく必要があります。ご通知いただけないと、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

●責任開始期

各プランの保険責任はカード発行月の翌月1日午前0時(注)に始まります。なお、保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ、損害または疾病に対しては保険金をお支払いできません。

(注)すでにカードをお持ちの場合は、保険にお申込みされた月の翌月1日午前0時となります。

●主な免責事由等

(1)主な免責事由

各プランの「●商品の仕組みおよび補償内容等」をご覧ください。

(2)重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合、ご契約を解除することがあります。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いいたしません。

- ①被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起した場合
 - ②被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
 - ③被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 など
- ※プラン、保険金の種類により取扱いが異なります。詳細は、普通保険約款・特約をご覧ください。

●保険料・サービス料の払込猶予期間等の取扱い

カードの解約または保険料・サービス料のお引き落としができない場合などによりカードの会員資格が喪失した場合は、資格喪失日の翌月1日午前0時をもって解約となり、以後の補償はありません。ただし、お買物安心プラン【A】は、解約以降次回への更新日まで補償は継続します。

●解約と解約返戻金

(1)ご本人による解約

解約される場合は、本書面の末尾に記載の「Super Value Plusに関するお問い合わせ先」にご連絡ください。

お申し出された日の翌月1日午前0時に解約となり、以後の補償はありません。ただし、お買物安心プラン【A】は、脱退以降次回への更新日まで補償は継続します。保険料・サービス料のお支払いは、翌月の支払日が最終となり、解約返戻金はありません。

(2)ご本人以外の被保険者による解約

被保険者は、取扱代理店に対して、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。詳細はSOMPOダイレクト損害保険株式会社までお問い合わせください。

(3)ご本人の死亡による失効

ご加入後ご本人が死亡されると、その時点でご契約は効力を失います。その場合、別途、解約のお手続きが必要となりますので、Super Value Plusに関するお問い合わせ先までご連絡ください。

死亡された月と同月に解約のお手続きをされた場合は、解約に伴う解約返戻金はありません。

なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合は、次の更新日までの未払込分割保険料のうち、傷害部分に対応する保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

○対象となるプラン 生活安心プラン【E】、けが安心プラン【G】【H】【R】、おでかけ安心プラン【K】、骨折・やけど安心プラン【L】、介護安心プラン【N】【O】、お住まい安心プラン【T】、いつでも安心プラン【X】、お車安心プラン【Z】

●保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合の加入者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。

サービスを除くすべてのプランが損害保険契約者保護機構の補償対象契約であり、引受保険会社が経営破綻した場合には、お買物安心プラン【A】【Y】、暮らし・持ち物安心プラン【B】【C】、お留守番安心プラン【D】【P】、ゴルフ安心プラン【F】【Q】、キャッシング安心プラン【M】、テニス安心プラン【S】、ご迷惑安心プラン【U】は、破綻時から3ヵ月までに発生した事故による保険金は100%、それ以外の保険金等は80%までが補償されます。生活安心プラン【E】、けが安心プラン【G】【H】【I】【J】【R】、おでかけ安心プラン【K】、骨折・やけど安心プラン【L】、介護安心プラン【N】【O】、お住まい安心プラン【T】、いつでも安心プラン【X】【W】【V】、お車安心プラン【Z】では、保険金等は90%までが補償されます。

●補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(他社の契約も含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがありますのでご注意ください。

補償が重複すると、保険金お支払いの対象となる事故について、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害額以上の保険金を受け取ることはできません。1契約の補償で十分な補償が得られることがありますので、被保険者や保険の対象の範囲、保険金を支払う場合、保険金額などの補償内容の差異をご確認いただき、要否をご判断のうえでご加入ください。(注1)各プランの補償が重複する可能性のある主な保険契約および特約は次のとおりです。

○お買物安心プラン 充実コース(Y)

・暮らし・持ち物安心プラン(B,C)携行品損害補償
・けが安心プラン 女性専用コース(R)携行品損害補償
・テニス安心プラン(S)携行品損害補償 ・お買物安心プラン(A)動産総合(注2)
・火災保険の持ち出し家財補償 ・傷害保険の携行品損害補償特約 など

○暮らし・持ち物安心プラン(B,C)

<携行品損害補償>

・お買物安心プラン 充実コース(Y)携行品損害補償
・けが安心プラン 女性専用コース(R)携行品損害補償
・テニス安心プラン(S)携行品損害補償
・火災保険の持ち出し家財補償 ・傷害保険の携行品損害補償特約 など

<個人賠償責任補償>

・お住まい安心プラン(T)個人賠償責任補償
・ご迷惑安心プラン(U)個人賠償責任補償
・自動車保険の個人賠償責任特約 ・火災保険の個人賠償責任特約
・傷害保険の個人賠償責任特約 など

○お留守番安心プラン(D,P)

・火災保険の盗難補償 など

○ゴルフ安心プラン(F,Q)

<賠償責任補償>

・暮らし・持ち物安心プラン(B,C)個人賠償責任補償
・お住まい安心プラン(T)個人賠償責任補償
・ご迷惑安心プラン(U)個人賠償責任補償
・自動車保険の個人賠償責任特約 ・火災保険の個人賠償責任特約
・傷害保険の個人賠償責任特約 など

<用品損害補償>

・お買物安心プラン 充実コース(Y)携行品損害補償
・暮らし・持ち物安心プラン(B,C)携行品損害補償
・けが安心プラン 女性専用コース(R)携行品損害補償
・テニス安心プラン(S)携行品損害補償
・火災保険の持ち出し家財補償 ・傷害保険の携行品損害補償特約 など

<ホールインワン・アルバトロス費用補償>

・golfer保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約 など
※ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、
保険金のお支払い限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となり
ます。他の保険契約等から保険金が支払われた場合は、損害額からその
金額を差し引いてお支払いします。ただし、この契約のホールインワン・アル
バトロス費用の保険金額を限度とします。

○けが安心プラン 女性専用コース(R)

<携行品損害補償>

・お買物安心プラン 充実コース(Y)携行品損害補償
・暮らし・持ち物安心プラン(B,C)携行品損害補償
・テニス安心プラン(S)携行品損害補償
・火災保険の持ち出し家財補償 ・傷害保険の携行品損害補償特約 など

<被害事故補償>

・傷害保険の被害事故補償特約
・自動車保険の人身傷害補償(車内外補償) など

○キャッシング安心プラン(M)

・お買物安心プラン 充実コース(Y)携行品損害補償
・お留守番安心プラン(D,P)
・暮らし・持ち物安心プラン(B,C)携行品損害補償
・テニス安心プラン(S)携行品損害補償

・けが安心プラン 女性専用コース(R)携行品損害補償

・火災保険の持ち出し家財補償 ・傷害保険の携行品損害補償特約 など

○介護安心プラン(N,O)

・医療保険の先進医療補償特約 など

○テニス安心プラン(S)

<賠償責任補償>

・暮らし・持ち物安心プラン(B,C)個人賠償責任補償
・お住まい安心プラン(T)個人賠償責任補償
・ご迷惑安心プラン(U)個人賠償責任補償 など

<携行品損害補償>

・お買物安心プラン 充実コース(Y)携行品損害補償
・暮らし・持ち物安心プラン(B,C)携行品損害補償
・けが安心プラン 女性専用コース(R)携行品損害補償
・火災保険の持ち出し家財補償 など

○お住まい安心プラン(T)

・暮らし・持ち物安心プラン(B,C)個人賠償責任補償
・ご迷惑安心プラン(U)個人賠償責任補償
・自動車保険の個人賠償責任特約 ・火災保険の個人賠償責任特約
・傷害保険の個人賠償責任特約 など

○ご迷惑安心プラン(U)

・暮らし・持ち物安心プラン(B,C)個人賠償責任補償
・お住まい安心プラン(T)個人賠償責任補償
・自動車保険の個人賠償責任特約 ・火災保険の個人賠償責任特約
・傷害保険の個人賠償責任特約 など

○お買物安心プラン(A)

・お買物安心プラン 充実コース(Y)動産総合(注2)、携行品損害補償
・暮らし・持ち物安心プラン(B,C)携行品損害補償
・お留守番安心プラン(D,P)
・けが安心プラン 女性専用コース(R)携行品損害補償
・テニス安心プラン(S)携行品損害補償
・火災保険の持ち出し家財補償 ・傷害保険の携行品損害補償特約 など

(注1)1契約のみに補償をセットした場合、その契約を解約したときやご家族の
状況の変化(同居の親族が別居へ変更など)があったときは、補償がなくなるこ
とがあります。ご注意ください。

(注2)お買物安心プラン 動産総合はカードごとの補償となりますので、他の
カードでご加入の場合は補償は重複しません。

※記載がないプランでは、補償が重複することはありません。